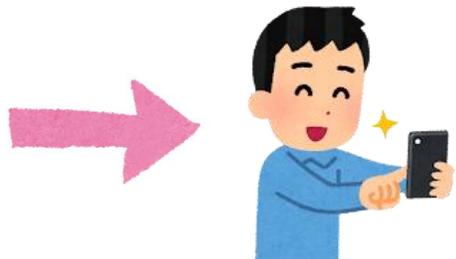


JRRCとの契約で著作権法違反を防ぎましょう①

「複製権」は著作権法で定められており、著作者が強い権利を持っています（著作権法第21条）。

著作権を侵害してしまった場合、著作権者などから、差止請求や損害賠償請求等を受けるおそれがあります。

一方で新聞や雑誌などを複製（コピーをとる）したり、それを共有したりする行為はコピーやスキャナー、スマホ等のカメラ付モバイル機器の普及により簡単にできるようになっています。



職場で無断複製を禁止していても、職員*が違法の意識なくコピーしているケースをどう防ぐかが、コンプライアンス上ますます重要です。

* 派遣スタッフやアルバイト等、指揮命令下にある方々も含まれます。



JRRCとの契約で著作権法違反を防ぎましょう②

職場内において著作権者に無断で行うと著作権侵害となってしまう例

- ・ 新聞や雑誌等（著作物）の記事を・・・
 - ①（紙等に）コピーした
 - ②スキャナーや写真撮影でPDFやJPEG化（＝電磁的複製）した

- ・ コピーした記事を・・・
 - ③会議資料として配布した

- ・ PDF・JPEG化した記事を・・・
 - ④PCやスマホ等に保存した
 - ⑤イントラネット上の保存して職員で共有した
 - ⑥メール添付して送信した
 - ⑦プレゼン資料としてパワーポイント資料として投影した



JRRCとの契約で著作権法違反を防ぎましょう③

著作権法違反を防ぐためには、原則として毎回著作権者の事前許諾の取得が必要となります。

許諾を受ける前は著作物を複製・共有することはできません。

★組織内での複製（内部複製）は、著作者が知りえない状況下で行われていますが、そのような状況でも無断利用が著作権侵害であることは何ら変わりません。

★JRRCの利用許諾契約をしていただくことで、
**利用者の皆様には組織の内部複製を適法に行えるようになり、
 著作権者の皆様にとっては、許諾による得られた利用料の分配
 を受けることが可能となります。**



JRRCとの契約で著作権法違反を防ぎましょう④

さらに、このような場合も注意が必要です。

★新聞の複製は「クリッピング契約」*で許諾を受けているから大丈夫
 → 「購読しているすべての新聞社とクリッピング契約を締結し、かつ対象者の範囲が全従業員」であればそのとおりですが、そうでない場合はJRRCの利用許諾契約で「漏れ」（＝クリッピング契約対象外の従業員による複製行為）がカバーされていることが必要です。

JRRCの利用許諾は全従業員の皆様が対象となりますので、許諾条件の範囲内で安心して複製いただけます。

*「クリッピング契約」は組織的・継続的・反復的に特定の新聞の複製を行う場合に必要となります。

JRRC許諾範囲との違いはJRRCホームページの特設サイトをご覧ください

→<https://jrcc.or.jp/contract/scope/#anc02>



JRRCとの契約で著作権法違反を防ぎましょう⑤

★業務の参考になる新聞や雑誌の記事を情報収集のため「個人的に」複製して保管している

→著作権法には第30条で「私的使用のための複製」が規定されており、一定の条件下では著作権者の許諾を受けずに複製することが可能ですが、従業員が仕事に関係した情報を収集するために行う複製は「業務目的の複製」となり、「私的使用」には当たりません*ので、許諾なく複製している場合は著作権侵害となります。

* JRRCの許諾を受けることにより、購読している新聞や雑誌の記事をコピーしたものを職場内で回覧したり、保管したりすることが可能となります。



JRRCとの契約で著作権法違反を防ぎましょう⑥

社会

TX運行会社の著作権侵害を認定 本紙記事をスキャンして無断で社内ネットワークに掲載 東京地裁判決

2022年10月6日 18時12分



東京地裁、高裁などが入る裁判所合同庁舎＝東京・霞が関

判決は、事故の記事などについても「表現上の工夫をしている」として著作物と認定。少なくとも591本の記事の著作権が侵害されたとし、1記事当たり3000円の損害を認めた。

同鉄道を巡っては19年、本紙を含む新聞各紙の記事の無断利用が判明。中日新聞社は、長期間にわたり組織的に著作権侵害を繰り返したとして、20年2月に提訴した。日本経済新聞社も同様の訴訟を起こし、東京地裁で11月30日に判決の予定。

中日新聞社の北嶋弘和電子メディア局長のコメント 弊社が指摘した新聞記事について、「創作的な表現であり、著作物である」との判断が下されるなど、著作権侵害が認められたことは評価したい。ただし、賠償額に係る弊社の主張が認められなかった部分があり、その点については疑問もある。判決文を精査した上、今後の対応を考えたい。

首都圏新都市鉄道のコメント 判決文を精査していないのでコメントは差し控える。

つくばエクスプレス（TX）を運行する首都圏新都市鉄道（東京）が東京新聞の記事を無断コピーして社内ネットワークに掲載したとして、発行する中日新聞社（名古屋市）が約4240万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁（柴田義明裁判長）は6日、著作権の侵害を認め、同鉄道に約192万円の支払いを命じた。

判決などによると、同鉄道は、TXが開業した2005年度から19年度までの間、TXや沿線地域に関する紙面記事をスキャンし、全従業員（約530～730人）が閲覧できるイントラネットに掲載していた。

増えてます！著作権侵害事案

JRRCでは著作権者の皆様からお預かりした範囲で複製権の利用許諾を出しています。

この判例のような事案も増えておりますので、ご利用にあたって、ご不安や不明点がある場合にはお気軽にJRRC事務局までお問合せください。

JRRCの利用許諾範囲のご案内のみならず、対象範囲外の場合でも、対処方法（問合せ）についてのアドバイスにも対応しております。

E-mail: jrrc_info@jrrc.or.jp

TEL: 03-6809-1281（平日10:00-17:00）

（東京新聞2022年10月6日記事 利用許諾取得済）